

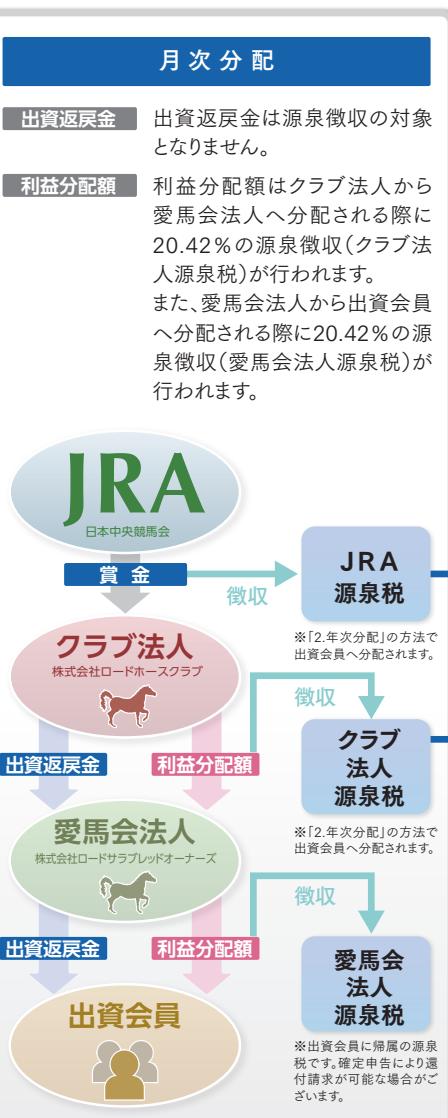
# 配 当

賞金等は出資返戻金と利益分配額に区分した上で「1.月次分配」「2.年次分配」「3.引退精算分配」の方法で出資会員へ分配されます。

## 1.月次分配

賞金等獲得月の翌月25日(金融機関休業日の場合は前営業日)に行われます。対象は下記の通りです。

- 特別出走手当を含まない獲得賞金分配対象額(進上金、JR A源泉税、消費税、営業手数料等、クラブ法人源泉税を除いた獲得賞金等)



## 2.年次分配

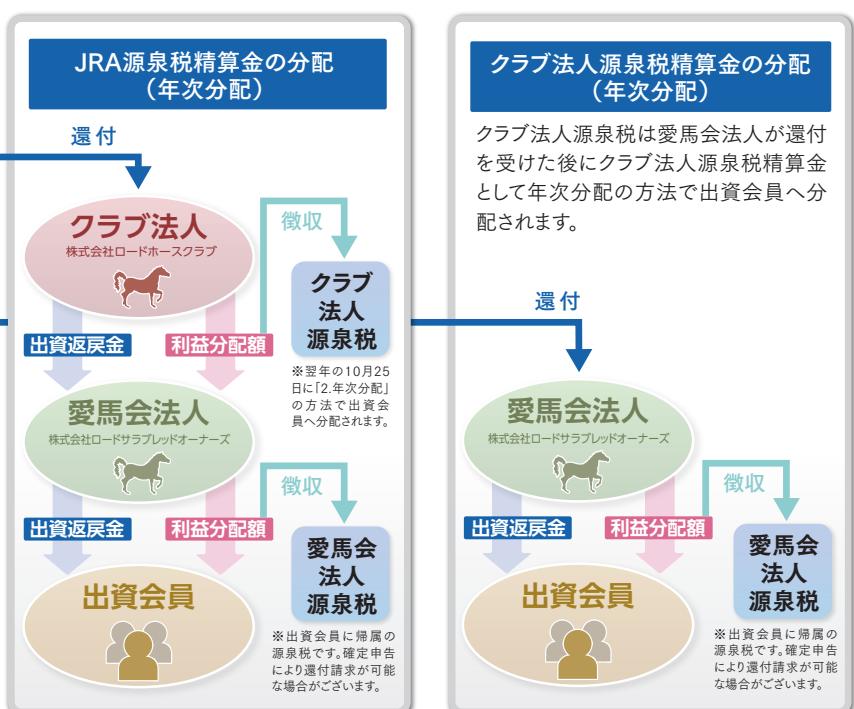
当年7月1日～翌年6月30日を計算期間としてクラブ法人・愛馬会法人の決算期間終了後の毎年10月25日(金融機関休業日の場合は前営業日)に行われます。対象は下記の通りです。

- JRA源泉税精算金
- クラブ法人源泉税精算金
- 特別出走手当精算金
- 特別出走手当を含まない一走あたりの一口配当額が100円未満の獲得賞金分配対象額

## 3.引退精算分配

引退・運用終了月の翌々月25日(金融機関休業日の場合は前営業日)に行われます。対象は下記の通りです。

- |            |                  |
|------------|------------------|
| ●事故見舞金     | ●維持費精算金          |
| ●競走取り止め交付金 | ●保険金             |
| ●抹消給付金、付加金 | ●保険料解約返戻金        |
| ●売却代金等     | ●未精算の「2.年次分配」対象分 |



\*出資返戻金と利益分配額に区分するための計算方法、その他の説明は募集馬パンフレットP10及び別添の愛馬会規約『競走用馬ファンドの契約にあたって』(契約成立前(時)の交付書面)参照下さい。